別表の５７６．、５９５．、６９２．及び６９３．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

【アル・カーイダ及びＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

576. 削除

595. 削除

692. アリ・ベン・ターヘル・ベン・ファーレフ・オウニー・ハルズィー（別名：アブー・ゾベイル）
ALI BEN TAHER BEN FALEH OUNI HARZI (a.k.a. : Abou Zoubair)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1986年３月９日
出生地：チュニジア、アリアナ（Ariana, Tunisia）
国籍：チュニジア
旅券番号：チュニジア旅券番号　W342058（2011年３月14日発行、2016年３月13日失効）
ＩＤ番号：チュニジア国民ＩＤカード番号　08705184（2011年２月24日発行）
住所：(a)チュニジア、アリアナ、18メディテラニアン・ストリート（18 Mediterranean Street, Ariana, Tunisia）(b)シリア・アラブ共和国（2015年３月時点で所在）(c)イラク（(b)以外に2015年３月時点で所在していた可能性がある住所）(d)リビア（過去に所在）
国連制裁委員会による指定日：2015年４月10日（2016年９月14日に改訂）
その他の情報：身体的情報：目の色は茶、身長は171㎝。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。過去に取引仲介業に従事。外国人テロ戦闘員のリクルートや武器密輸に関与しているチュニジアのアンサール・アル・シャリア（675. に指定した団体）の構成員。2005年、チュニジアにおいてテロを計画したとして拘束され、30か月の懲役刑。2012年９月11日、リビアのベンガジにおいて米国総領事館に対する攻撃を計画及び実行した。チュニジア国家警備隊により指名手配中（2015年３月時点）。父親の氏名はTaher Ouni Harzi、母親の氏名はBorkana Bedairia。2015年６月、イラクのモースルにおける空爆で死亡したとされる。

693. ターラク・ベン・ターヘル・ベン・ファーレフ・オウニー・ハルズィー（別名：アブー・オマル・アル・トゥニジ）
TARAK BEN TAHER BEN FALEH OUNI HARZI (a.k.a. : Abou Omar Al Tounisi)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1982年５月３日
出生地：チュニジア、チュニス（Tunis, Tunisia）
国籍：チュニジア
旅券番号：チュニジア旅券番号　Z050399（2003年12月９日発行、2008年12月８日失効）
ＩＤ番号：チュニジア国民ＩＤカード番号　04711809（2003年11月13日発行）
住所：(a)チュニジア、アリアナ、18メディテラニアン・ストリート（18 Mediterranean Street, Ariana,Tunisia）(b)シリア・アラブ共和国（2015年３月時点で所在）(c)イラク（(b)以外に2015年３月時点で所在していた可能性がある住所）(d)リビア（過去に所在）
国連制裁委員会による指定日：2015年４月10日（2016年９月14日に改訂）
その他の情報：身体的情報：目の色は茶、身長は172㎝。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。過去に労働者（worker）として働いていた。2004年、イラクのアル・カーイダ（453. に指定した団体）において危険かつ活発な活動を行う構成員であった。また、シリアにおいて、チュニジアのアンサール・アル・シャリア（675. に指定した団体）構成員の支援及び受け入れにも従事。2007年10月30日、チュニス控訴裁判所から、テロ活動に関与したとして本人不在のまま24年の懲役刑を受けた。父親の氏名はTaher Ouni Harzi、母親の氏名はBorkana Bedairia。2015年６月、シリアにおいて死亡したとされる。

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第十二号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十月十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　世耕　弘成

1　株式会社商工組合中央金庫が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：高松支店 郵便番号：760―0028 所在地：香川県高松市鍛冶屋町３香川三友ビルビル１階 電話番号：087―821―6145	営業所又は事務所の名称：高松支店 郵便番号：760―0052 所在地：香川県高松市瓦町１－３－８ 電話番号：087―821―6145

(2)　変更年月日
平成28年11月７日

(3)　変更の理由
移転のため

○厚生労働省告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条の二中「患者申出療養（」の下に「厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であって、」を加え、「病院又は診療所」を「もの」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第二条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

題名を次のように改める。

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準

第一第三号を第一第五号とし、第一第二号の次に次の二号を加える。

三　いずれの病院又は診療所においても、当該療養を実施する医師又は歯科医師は、常勤の医師又は歯科医師であること。

ロ　当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有すること。

第三の次に次のように加える。

四　患者申出療養を適切に実施できる体制を整えていること。

五　患者申出療養を実施する病院又は診療所において、当該療養を実施するもののとして厚生労働大臣に個別に認められた患者申出療養

第四　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養

一　第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であって、次のいずれにも該当しているものとする。

イ　保険医療機関において、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当していること。

(1)　当該療養を主として実施する医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師であること。

(2)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有すること。

(3)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(4)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(5)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(6)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(7)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(8)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(9)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(10)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(11)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(12)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(13)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(14)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(15)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(16)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(17)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(18)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(19)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(20)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(21)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(22)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(23)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(24)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(25)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(26)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(27)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(28)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(29)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(30)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(31)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(32)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(33)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(34)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(35)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(36)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(37)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(38)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(39)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(40)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(41)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(42)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(43)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(44)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(45)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(46)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(47)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(48)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(49)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(50)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(51)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(52)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(53)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(54)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(55)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(56)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(57)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(58)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(59)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(60)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(61)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(62)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(63)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(64)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(65)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(66)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(67)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(68)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(69)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(70)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(71)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(72)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(73)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(74)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(75)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(76)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(77)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(78)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(79)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(80)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(81)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(82)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(83)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(84)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(85)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(86)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(87)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(88)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(89)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(90)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(91)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(92)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(93)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(94)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(95)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(96)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(97)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(98)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(99)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(100)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(101)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(102)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(103)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(104)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(105)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(106)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(107)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(108)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(109)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(110)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(111)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(112)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(113)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(114)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(115)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(116)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(117)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(118)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(119)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(120)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(121)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(122)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(123)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(124)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(125)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(126)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(127)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(128)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(129)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(130)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(131)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(132)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(133)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識及び経験を有する医師が、当該療養を実施する患者申出療養の適応について、当該患者に対して説明を行い、文書により同意を得ること。

(134)　当該療養を実施する診療科において、厚生労働大臣が定める患者申出療養の適応に関する十分な知識